

東京大学ハラスメント相談所規則

(設置)

第1条 東京大学（以下「本学」という。）に、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づき、東京大学ハラスメント相談所（以下「相談所」という。）を置く。

(業務)

第2条 相談所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、その他のハラスメント及びこれに類する人格権侵害、並びにこれらに起因する問題（以下「ハラスメント」という。）に関する相談
- (2) ハラスメント等の調停又は苦情処理手続に関する相談
- (3) ハラスメント等の防止のための相談
- (4) ハラスメント相談員の研修
- (5) ハラスメント等に関する相談窓口の連絡調整
- (6) ハラスメント等の防止のための諸企画の実施
- (7) その他ハラスメント等の苦情相談に関する業務

(所長)

第3条 相談所に所長を置く。

- 2 所長は、本学専任の教授のうちから総長が委嘱する。
- 3 所長は、相談所の業務を掌理する。
- 4 所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(副所長)

第4条 相談所に副所長を置くことができる。

- 2 副所長は、本学の教職員のうちから所長が委嘱する。
- 3 副所長は、所長の職務を補佐する。
- 4 副所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談員)

第5条 相談所に、男性及び女性の相談員若干名を置く。

- 2 相談員は、所長の監督のもとに、第2条に規定する業務に従事する。

(運営委員会)

第6条 相談所の運営に関する重要事項を審議するため、相談所に運営委員会を置くことができる。

- 2 前項の運営委員会について必要な事項は、東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）が別に定める。

(相談所の業務に関する協力)

第7条 相談所は、必要に応じて、学生相談所、保健・健康推進本部、部局苦情相談窓口

その他関係部局の教職員に対し、その業務について協力を求めることができる。

(相談の受付)

第8条 所長及び相談員（以下「相談員等」という。）は、面談のほか手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれの方法による相談も受け付けるものとする。

(所長の義務)

第9条 所長は、相談所が受けた相談の内容及び当事者の意向等について3ヶ月ごとに防止委員会に報告しなければならない。ただし、事態が重大で調査、制裁又は改善措置が必要であると認めたときは、直ちに防止委員会にその旨を報告しなければならない。

(相談者に対する遵守事項)

第10条 相談員等は、相談所の業務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意すること。
- (3) 相談者に対する救済や対応策を講じるにあたって、ハラスメントにあたるような言動を行ってはならないこと。

(相談員等の義務)

第11条 相談員等は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 相談員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第12条 相談所に関する庶務は、本部関連課の協力を得て本部労務・勤務環境課において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、相談所の運営に関し必要な事項（第5条に定めるものを除く。）は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。